

「日光国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」（案）に係る意見の募集（パブリックコメント）について

令和 8 年 7 月 21 日

1. 「日光国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」（案）制定の背景

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項第11号の規定に基づき、特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物（以下「指定植物」という。）については、環境大臣が指定することとしている。指定植物の指定については、平成27年8月に「指定植物の選定方針」（以下「選定方針」という。）を策定し、風致の維持上重要な植物の保全を強化すること及び生物多様性の確保に資することを目的に、公園ごとに順次見直しを進めることとしている。

日光国立公園の指定植物については、昭和56年3月環境庁告示第34号により告示されて以来、変更のないまま現在に至っている。今般、平成27年8月に策定した選定方針に基づき、前回告示以降の植物分類学や地域フロラ研究の進展を踏まえ、当該公園に生育する植物の現状把握を行うとともに有識者へのヒアリング及び検討会での討議を実施したため、指定植物の見直しを行う。

2. 指定する植物種数

指定する総植物種数及びその内訳（継続して指定する植物種数、指定から削除する植物種数、新たに指定する植物種数）は、以下のとおり。

指定する総植物種数 574 種（別紙1）

内訳

- | | |
|---------------|------------|
| ○継続して指定する植物種数 | 316 種（別紙2） |
| ○指定から削除する植物種数 | 44 種（別紙3） |
| ○新たに指定する植物種数 | 258 種（別紙4） |

3. 種の指定理由

○継続して指定する植物種

現行の360種を植物分類学上の整理をしたのち、削除する44種を差し引いた316種を継続して指定する。

○指定から削除する植物種

既存文献等による調査及び有識者へのヒアリングの結果等を踏まえ、日光国立公園の現行の指定植物のうち、自然分布していない種及び希少性や分布の特殊性などの選定基準を満たすことが確認できない種44種を削除する。

○新たに指定する植物種

既存文献等による調査及び有識者へのヒアリングの結果を踏まえ、日光国立公園内で生育が確認できた植物種のうち、指定植物選定基準を満たす種（日光国立公園における既指

定植物を除く。) 258 種について、新たに指定する。

4. 指定植物の告示後の扱い

告示により指定されると、当該指定植物の採取や損傷は原則禁止となる（学術研究その他公益上の必要性等が認められた場合は、環境大臣の許可を受けて行うことができる。）。指定植物種は環境省ホームページにて公表している。

URL：国立・国定公園における植物の保護対策について（指定植物）

https://www.env.go.jp/nature/np/plant_prot/index.html

<意見募集要領>

(1) 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階

電話 03-5521-8278

イ 関東環境局国立公園課

〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階

電話 048-600-0816

(2) 意見募集対象

別紙 1 日光国立公園 指定植物（案）総植物種

別紙 2 日光国立公園 指定植物（案）継続して指定する植物種

別紙 3 日光国立公園 指定植物（案）指定から削除する植物種

別紙 4 日光国立公園 指定植物（案）新たに指定する植物種

(3) 資料の入手方法

変更案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見募集案件」の一覧に掲載するとともに、(1)の問合せ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 8 月 20 日（木）まで

※郵送の場合は締切日必着

(5) 意見提出方法

ア 郵送の場合（※締切日必着）：

<宛先> 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階

環境省自然環境局国立公園課 宛て

イ 電子メールの場合：shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルによる意見の提出は御遠慮ください。

ウ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォームによる提出

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

＜意見提出に関する共通注意事項＞

- ・ 件名に必ず、下記を御記入ください。
「日光国立公園 指定植物（案）への意見」
- ・ 本文の様式は問いません。
- ・ 意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号、メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は住所、氏名、電話番号、メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- ・ 電話での意見は受けかねますので御了承ください。

（６）提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

（７）今後の主なスケジュール（予定）

令和８年９月頃 提出された意見を取りまとめた上で公表

令和８年冬頃 官報告示

告示後、環境省のＨＰ上で公表します。

＜掲載資料＞

別紙１ 日光国立公園 指定植物（案）総植物種

別紙２ 日光国立公園 指定植物（案）継続して指定する植物種

別紙３ 日光国立公園 指定植物（案）指定から削除する植物種

別紙４ 日光国立公園 指定植物（案）新たに指定する植物種

＜参考資料＞

指定植物の選定方法

環境省自然環境局国立公園課		
代表 03-3581-3351		
直通 03-5521-8278		
課長	長田	啓
課長補佐	速水	香奈
専門官	藤田	和也
係員	江頭	樂久